

第24回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2021年3月25日（木曜日） 午前10時

開催場所

東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール（青学会館）3階「ナルド」

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……………	3
事業報告 ……………	10
連結計算書類 ……………	29
計算書類 ……………	31
監査報告書 ……………	33

株 主 各 位

東京都港区南麻布二丁目12番3号
サイオス株式会社
代表取締役社長 喜多伸夫

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を**株主総会当日に会場受付にご提出**ください。

当日ご欠席の場合



①郵送（書面）による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限 **2021年3月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで**

②インターネット等による議決権の行使の場合

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。当該ウェブサイトのご利用に際しては、39頁から40頁に記載の『インターネット等による議決権行使について』をご覧くださいませようお願い申し上げます。

行使期限 **2021年3月24日（水曜日）午後5時30分まで**



記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール（青学会館）3階「ナルド」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sios.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

ご案内

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sios.com>）において修正後の内容を掲載させていただきます。
3. 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大防止の観点から、極力、郵送（書面）又はインターネット等による事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。
4. 本総会当日の運営に係る詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sios.com>）に掲載いたします。なお、株主様へのお土産のご用意はございません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての候補者について適任である旨の意見を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任 きたのぶお 喜多伸夫 (1959年8月3日生) 所有する当社株式の数 210,700株 当社との特別の利害関係 なし 取締役会出席回数 開催23回／出席23回	1982年4月 稲畑産業株式会社入社 1999年7月 ノーザンライツコンピュータ株式会社代表取締役社長 2002年1月 当社代表取締役社長 2006年3月 当社代表取締役社長最高業務執行役員（現任） 2015年6月 BayPOS, Inc.取締役（現任） 2017年10月 サイオステクノロジー株式会社代表取締役社長（現任） 2019年8月 SIOS Technology Corp.取締役兼CEO（現任） 【取締役候補者とした理由】 同氏は、これまで代表取締役社長として当社グループを牽引し、豊富な経営経験に基づき、グループ全体の企業価値向上に資するべく役割を務めており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p>再任</p> <p>もりた のぼる 森田 昇 (1963年9月18日生)</p> <p>所有する当社株式の数 4,900株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催23回／出席23回</p>	<p>2003年12月 株式会社フィオシス・コンサルティング（現サイオステクノロジー株式会社）代表取締役社長</p> <p>2004年5月 株式会社オーディーケイ情報システム取締役</p> <p>2008年6月 株式会社ビット・クルーズ代表取締役会長</p> <p>2015年5月 当社専務執行役員</p> <p>2015年10月 Profit Cube株式会社取締役</p> <p>2016年3月 当社取締役専務執行役員（現任）</p> <p>2017年1月 Profit Cube株式会社取締役会長</p> <p>2017年3月 同社代表取締役会長（現任）</p> <p>2018年3月 サイオステクノロジー株式会社取締役（現任）</p> <p>2020年12月 株式会社セシオス取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社グループの事業部門を統括し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>新任</p> <p>やまざき やすゆき 山崎 靖之 (1963年2月21日生)</p> <p>所有する当社株式の数 6,600株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p>	<p>2001年4月 日本ラショナルソフトウェア株式会社（現日本アイ・ビー・エム株式会社）入社</p> <p>2003年5月 当社入社 執行役員</p> <p>2015年10月 Profit Cube株式会社取締役（現任）</p> <p>2017年10月 サイオテクノロジー株式会社取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、当社グループの技術部門を統括し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p>新任</p> <p>こばやし とくたろう 小林 徳太郎 (1962年10月29日生)</p> <p>所有する当社株式の数 25,300株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p>	<p>1997年11月 コナミ株式会社（現コナミホールディングス株式会社）入社</p> <p>2003年5月 株式会社フェロ・ジャパン入社</p> <p>2006年7月 当社入社</p> <p>2007年4月 当社執行役員</p> <p>2011年2月 SIOS Technology Corp.取締役（現任）</p> <p>2015年4月 当社常務執行役員（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、当社グループの管理部門を統括し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者いたしました。</p>

(注) 1. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことにより負担することとなる損害又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。上記候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

2. 上記候補者の有する当社の株式数は、2020年12月31日現在のものです。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>再任</p> <p>ひらまつ ゆうき 平松 祐樹 (1958年3月15日生)</p> <p>所有する当社株式の数 500株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催23回／出席23回</p> <p>監査等委員会出席回数 開催20回／出席20回</p>	<p>1983年4月 日本警備保障株式会社（現セコム株式会社）入社</p> <p>1989年8月 日興ベンチャーキャピタル株式会社（現アント・キャピタル・パートナーズ株式会社）入社</p> <p>2004年5月 当社入社</p> <p>2008年4月 当社執行役員</p> <p>2011年3月 当社常勤監査役</p> <p>2017年3月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任） Profit Cube株式会社監査役（現任）</p> <p>2017年10月 サイオステクノロジー株式会社監査役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の管理部門を歴任し、内部統制・リスクマネジメント等の豊富な経験を有しており、監査等委員である取締役として適任であると判断し、監査等委員である取締役の候補者といいたしました。</p>

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<div data-bbox="254 208 325 243">再任</div> <div data-bbox="254 250 325 285">社外</div> <div data-bbox="254 293 364 328">独立役員</div> <p data-bbox="243 338 485 421"> <small>ふるはた かつみ</small> 古 畑 克 巳 (1952年4月25日生) </p> <p data-bbox="261 439 467 495"> 所有する当社株式の数 一株 </p> <p data-bbox="250 520 477 576"> 当社との特別の利害関係 なし </p> <p data-bbox="243 600 480 656"> 取締役会出席回数 開催23回／出席23回 </p> <p data-bbox="243 680 480 736"> 監査等委員会出席回数 開催20回／出席20回 </p>	<p data-bbox="503 193 1090 349"> 1975年10月 監査法人中央会計事務所入所 1981年10月 公認会計士古畑克巳事務所代表（現任） 1999年 4 月 当社監査役 2001年 3 月 株式会社fellow代表取締役社長（現任） 2017年 3 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） </p> <p data-bbox="503 356 837 384">【社外取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="503 391 1357 480"> 同氏は、公認会計士としての知識と経験に基づき、当社グループの経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。 </p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>はせがわ ひろゆき 長谷川 紘之 (1976年8月13日生)</p> <p>所有する当社株式の数 一株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催23回／出席23回</p> <p>監査等委員会出席回数 開催20回／出席20回</p>	<p>2001年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 長島・大野・常松法律事務所入所</p> <p>2011年4月 証券取引等監視委員会事務局</p> <p>2013年2月 片岡総合法律事務所入所</p> <p>2014年1月 片岡総合法律事務所パートナー（現任）</p> <p>2016年3月 当社監査役</p> <p>2017年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2019年5月 株式会社ティムス監査役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、弁護士としての専門的な知識・経験に基づき、当社グループの経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。</p>

- (注) 1. 古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本定時株主総会で監査等委員である取締役の選任が承認された場合は、引き続き独立役員としての届出を継続する予定であります。
3. 社外取締役の独立性について
- ① 古畑克巳氏は、これまで当社の業務執行取締役、使用人であったことはありません。また、同氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年間であります。
- ② 長谷川紘之氏は、これまで当社の業務執行取締役、使用人であったことはありません。また、同氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年間であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、現行定款第31条の規定により古畑克巳氏及び長谷川紘之氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本定時株主総会で監査等委員である取締役の選任が承認された場合は、当社は、古畑克巳氏及び長谷川紘之氏との間で、責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことにより負担することとなる損害又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。上記候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 上記候補者の有する当社の株式数は、2020年12月31日現在のものであります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> さいとう たかひろ 齋藤 貴弘 (1976年1月31日生) 所有する当社株式の数 一株 当社との特別の利害関係 なし	2006年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 2007年1月 栄枝総合法律事務所入所 2013年1月 斉藤法律事務所設立 2016年6月 ニューポート法律事務所設立 2020年10月 Field-R法律事務所入所 【補欠の社外取締役候補者とした理由】 同氏は、弁護士としての専門的な知識・経験に基づき、当社グループの経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者としていたしました。

- (注) 1. 齋藤貴弘氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 齋藤貴弘氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所が定める独立役員としての届出をする予定であります。
3. 社外取締役の独立性について
齋藤貴弘氏は、これまで当社の業務執行取締役、使用人であったことはありません。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、齋藤貴弘氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことにより負担することとなる損害又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。齋藤貴弘氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(提供書面)

事業報告 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本及び世界経済は、引き続き、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大の影響により、企業収益が急速に減少するなど極めて厳しい状況にあります。これに伴い、企業の新規投資意欲の減退やプロジェクトの延期が見られるものの、当社グループを取り巻く事業環境においては、リモートワーク環境の整備、クラウド環境への移行、業務プロセスの効率化や自動化への取り組み等、デジタルトランスフォーメーション (DX) (*1)への投資が加速しつつあります。このような事業環境の中、当社グループはお客様のDX推進をサポートできるよう、高付加価値の製品・サービスを提供しております。

また、COVID-19の拡大で一変した社会経済環境に対応するため、リモートワーク体制への移行による全従業員の安全確保と業務の効率化を推進しております。さらに、連結子会社のサイオステクノロジー株式会社は、2020年10月1日に株式会社キーポート・ソリューションズ及び株式会社グルージェントと合併したことに加え、2021年4月1日にはProfit Cube株式会社と合併する予定です。これにより、人的資源・知的財産・資金等の経営資源を集中し、経営の機動力と生産性の向上を図ってまいります。

当連結会計年度の各セグメントの業績は、次の通りとなりました。

(オープンシステム基盤事業)

COVID-19拡大を背景として、顧客におけるDXへの投資が加速しました。特に、主力自社製品である「LifeKeeper」(*2)の国内向け販売及びRed Hat Enterprise Linux(*3)をはじめとするRed Hat, Inc.関連商品(*4)については、案件の一部を前倒し受注したこと、複数の大型案件を新規に受注したことにより、好調な増収となりました。また、OSS(*5)関連商品も好調な増収となりました。

これらにより、売上高は8,883百万円 (前年同期比15.4%増)、セグメント利益は244百万円 (同314.2%増) となりました。

(アプリケーション事業)

システム開発・構築支援は、教育機関など文教向けを中心に好調な増収となりました。また、「Gluegentシリーズ」(*6)は好調な増収となりました。一方、MFP向けソフトウェア(*7)製品は出荷本数が増加したものの、サブスクリプション(*8)販売への移行が進み、売上高が一括計上されず次期以降に按分されたことによる影響が大きく、減収となりました。また、社会公共アウトソーシングサービス事業を他社に移転したことにより、減収となりました。これらにより、売上高は5,957百万円 (前年同期比0.6%減) となりました。

利益面では、文教向けシステム開発・構築支援等の増収に加え、金融機関向けシステム開発・構築支援において前期に発生していた不採算案件の影響等がなくなったものの、前述のMFP向けソフトウェア製品の減収による影響が大きく、セグメント損失は8百万円（前年同期は4百万円の損失）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は14,841百万円（前年同期比8.4%増）となり、10期連続の増収を達成し、過去最高の売上高となりました。利益面では、営業利益は236百万円（同329.9%増）、経常利益は256百万円（同166.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は310百万円（同858.4%増）となりました。

また、当社グループの重視する経営指標であるEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）とROIC（年率換算数値、税引後営業利益÷（株主資本＋有利子負債））は、次の通りとなりました。

EBITDA：329百万円（前年同期比127.0%増）

ROIC（年率換算数値）：6.9%（前年同期は1.7%）

（報告セグメントごとの売上高及び受注高）

報告セグメント	売上高	受注高
オープンシステム基盤事業	8,883百万円	9,073百万円
アプリケーション事業	5,957百万円	6,109百万円

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(*1) デジタルトランスフォーメーション（DX）

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

(*2) LifeKeeper

本番稼働のサーバーとは別に同じ環境の予備サーバーを待機させ、万が一の障害の際には自動的に予備サーバーに業務を引き継がせる役割を担うソフトウェア。

(*3) Red Hat Enterprise Linux

オープンソースソフトウェア&サービス・プロバイダーRed Hat, Inc.が開発するLinux OS。

(*4) Red Hat, Inc.関連商品

オープンソースソフトウェア&サービス・プロバイダーRed Hat, Inc.が開発するオープンソースの製品。

(*5) OSS

オープンソースソフトウェアの略。ソフトウェアの設計図にあたるソースコードを無償で公開し、使用・改良・再配布ができるソフトウェア。

(*6) Gluegentシリーズ

IDの管理をクラウドで行うサービス「Gluegent Gate」をはじめ、Google Calendarにチームメンバーの予定管理機能等を付加した「Gluegent Appsグループスケジューラ」、クラウド型ワークフローの「Gluegent

Flow」等、企業におけるクラウドを利用した業務効率化等を支援するサービス。

(*7) MFP向けソフトウェア

プリンタ、スキャナー、コピー、FAX等複数の機能を搭載した機器をMFP (Multifunction Peripheralの略) という。MFP上で利用できる文書管理ソフトウェア「Quickスキャン」「Speedoc」等。

(*8) サブスクリプション

ソフトウェア等の製品・サービスの提供に対して、定期的に定額課金又は従量課金するモデル。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した企業集団の設備投資の総額は56百万円です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

イ. 株式その他の持分の取得又は処分の状況

会社名	株式の種類	取得株式数	出資比率	取得金額	取得年月日
株式会社セシオス	普通株式	89株	34.2%	89百万円	2020年12月25日

ロ. 新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

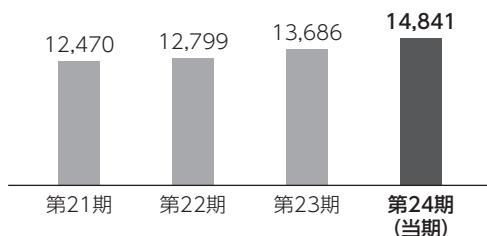
区 分	第 21 期 (2017年12月期)	第 22 期 (2018年12月期)	第 23 期 (2019年12月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売 上 高 (千円)	12,470,303	12,799,750	13,686,915	14,841,739
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (千円) (△)	△587,188	225,892	32,360	310,145
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	△68.11	26.15	3.73	35.78
総 資 産 (千円)	4,849,194	5,330,579	5,332,468	6,851,698
純 資 産 (千円)	1,076,808	1,359,605	1,308,788	1,548,289

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第23期の期首から適用しており、第22期の金額は、組替後の数値を記載しております。

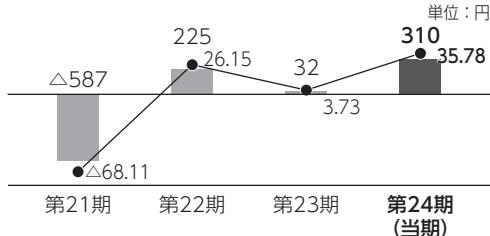
売上高

単位：百万円



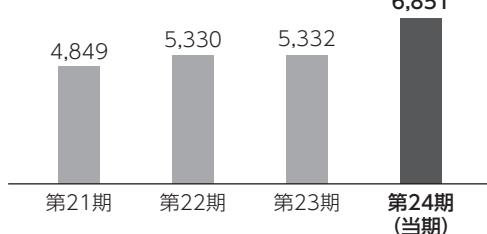
親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



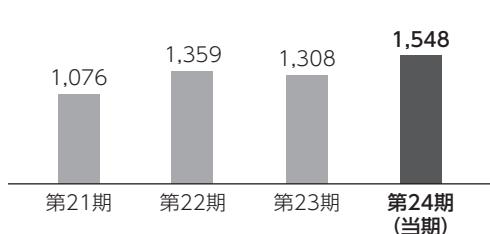
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



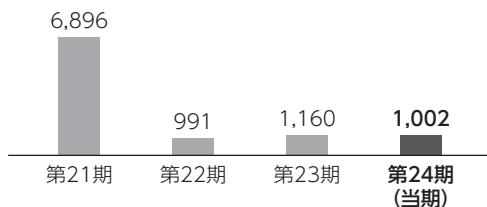
② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2017年12月期)	第 22 期 (2018年12月期)	第 23 期 (2019年12月期)	第 24 期 (当 事 業 年 度) (2020年12月期)
売上高及び営業収益 (千円)	6,896,588	991,617	1,160,051	1,002,869
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△614,361	104,166	318,158	78,162
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	△71.26	12.06	36.72	9.02
総 資 産 (千円)	2,786,067	2,909,940	2,842,364	2,774,870
純 資 産 (千円)	1,207,447	1,375,324	1,610,007	1,643,541

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 2. 当社は、2017年10月1日付で持株会社体制へ移行しております。
 3. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第23期の期首から適用しており、第22期の金額は、組替後の数値を記載しております。

売上高及び営業収益

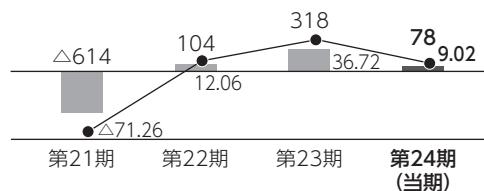
単位：百万円



当期純利益

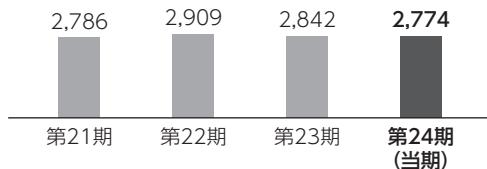
単位：百万円

●● 1株当たり当期純利益
単位：円



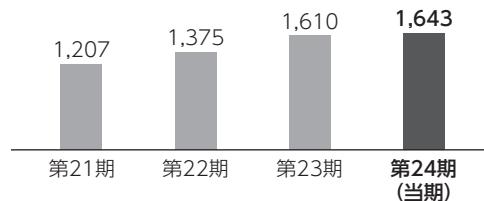
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況（2020年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
サイオステクノロジー株式会社	100 百万円	100.0%	情報システムの開発・基盤構築・運用サポート等
SIOS Technology Corp.	16,965 千米ドル	100.0%	「LifeKeeper」等の開発・販売・保守
Profit Cube株式会社	100 百万円	100.0%	金融機関向け経営支援システムの開発・販売・保守

(注) サイオステクノロジー株式会社は、2020年10月1日付で株式会社キーポート・ソリューションズ及び株式会社グルージェントを吸収合併いたしました。

- ③ 持分法適用会社の状況（2020年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
BayPOS, Inc.	2,000 千米ドル	49.0%	飲食事業者向けの情報システムの開発・販売・保守
株式会社セシオス	13 百万円	34.2%	認証・統合ID管理サービス、情報システムの開発・販売

(注) 2020年12月25日付で株式会社セシオスの株式を取得し、持分法適用会社といたしました。

- ④ 特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
サイオステクノロジー株式会社	東京都港区南麻布二丁目 12番3号	872百万円	2,774百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「世界中の人々のために、不可能を可能に。」をミッションと定め、イノベーションによって人々の課題を解決し、より良い社会の実現に貢献することを、会社経営の基本方針としています。

また、当社グループは、継続的なキャッシュ・フローの創出のため、EBITDA及びROICを経営指標としています。このキャッシュ・フローは、当社グループ成長のための源泉（Driving Force）である「人材」「研究開発」「イノベーションを生み出す企業カルチャー」への投資、及び株主・ステークホルダーへの還元の出発点とし、これらの活動を通じて経営の基本方針の実現を目指します。

基本方針の実現に向けて、当社グループの対処すべき課題は、以下の通りと認識しております。

- ・従来のソフトウェア販売モデル（売り切りモデル）からサブスクリプションモデルへの移行が急激に進行しております。移行時には一時的な減収を伴いますが、顧客ニーズに適うサービスを継続的に提供していくことで、安定した売上高及び利益の創出を実現してまいります。
- ・COVID-19拡大の影響により一変した社会経済環境の中、当社グループを取り巻く事業環境においては、お客様におけるDX投資の加速など新たな商機が見込まれます。このような状況に臨機応変に対応し、COVID-19の収束後も見据えた事業展開を実施してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

事業区分	事業内容
オープンシステム基盤事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「LifeKeeper」等の開発・販売・保守 ・Red Hat, Inc.関連商品及びOSS関連商品の販売 ・サポートサービス「サイオスOSSよろず相談室」の提供 ・情報システムコンサルティングサービスの提供 ・その他関連製品・サービスの販売・提供
アプリケーション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・MFP向けソフトウェア製品の販売 ・クラウドサービス「Gluegentシリーズ」の提供 ・アプリケーション製品の販売 ・情報システムの受託開発 ・情報システムコンサルティングサービスの提供 ・金融機関向け経営支援システムの開発・販売・保守 ・その他関連製品・サービスの販売・提供

(6) 主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

① 当社

名称	住所
本社	東京都港区

② 子会社

会社名	名称	住所
サイオステクノロジー株式会社	本社	東京都港区
	プラチナタワーオフィス	東京都港区
	関西営業所	大阪府大阪市
	中部営業所	愛知県名古屋市
	九州営業所	福岡県福岡市
SIOS Technology Corp.	本社	California, USA
Profit Cube株式会社	本社	東京都品川区

(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
454名 (54名)	11名増 (3名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50名 (12名)	3名増 (1名増)	41.2歳	3.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	285百万円
株式会社三菱UFJ銀行	50百万円
株式会社りそな銀行	50百万円
株式会社三井住友銀行	28百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,874,400株 (自己株式205,838株を含む。)
- ③ 株主数 4,948名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 大 塚 商 会	1,593,300株	18.38%
パ ー ソ ル テ ン プ ス タ ッ プ 株 式 会 社	1,500,000株	17.30%
喜 多 エ ン タ ー プ ラ イ ズ 株 式 会 社	920,000株	10.61%
日 商 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 株 式 会 社	746,300株	8.61%
喜 多 伸 夫	210,700株	2.43%
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン 140040	200,472株	2.31%
大 塚 厚 志	145,100株	1.67%
富 士 通 株 式 会 社	110,000株	1.27%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	60,600株	0.70%
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン 140042	60,328株	0.70%

(注) 持株比率は、自己株式205,838株を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2020年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	喜 多 伸 夫	最高業務執行役員 サイオステクノロジー株式会社代表取締役社長 SIOS Technology Corp.取締役兼CEO BayPOS, Inc.取締役
取 締 役	大 塚 厚 志	専務執行役員 サイオステクノロジー株式会社監査役 Profit Cube株式会社監査役
取 締 役	森 田 昇	専務執行役員 サイオステクノロジー株式会社取締役 Profit Cube株式会社代表取締役会長 株式会社セシオス取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	平 松 祐 樹	サイオステクノロジー株式会社監査役 Profit Cube株式会社監査役
取 締 役 (監査等委員)	古 畑 克 巳	公認会計士 公認会計士古畑克巳事務所代表 株式会社fellow代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	長谷川 紘 之	弁護士 片岡総合法律事務所パートナー 株式会社ティムス監査役

- (注) 1. 取締役古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、日常的な情報収集、社内の重要な会議への出席、内部監査室との連携を密にすることで監査・監督機能を強化するため、平松祐樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員古畑克巳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員長谷川紘之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
6. 福田敬氏は、2020年3月27日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社が定款の規定に基づき社外取締役全員と締結した責任限定契約の概要は、次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

③ 社外取締役に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	古 畑 克 巳	当事業年度開催の取締役会（23回開催）及び監査等委員会（20回開催）の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。
	長谷川 紘 之	当事業年度開催の取締役会（23回開催）及び監査等委員会（20回開催）の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。

ロ. 重要な兼職の状況及び当社との関係 (2020年12月31日現在)

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (監査等委員)	古 畑 克 巳	公認会計士古畑克巳事務所代表 株式会社fellow代表取締役社長
	長谷川 紘 之	片岡総合法律事務所パートナー 株式会社ティムス監査役

(注) 公認会計士古畑克巳事務所、株式会社fellow、片岡総合法律事務所、株式会社ティムスと当社との間には、資本関係及び重要な取引関係はありません。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く。)	4名	77,330千円
(うち社外取締役)	(1名)	(1,350千円)
取 締 役 (監査等委員)	3名	25,800千円
(うち社外取締役)	(2名)	(10,800千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第20回定時株主総会において年額144,000千円以内 (うち社外取締役分は20,000千円以内) (ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当分を含まない。) と決議いただいております。
 3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第20回定時株主総会において年額54,000千円以内と決議いただいております。
 4. 当事業年度末時点における取締役 (監査等委員を除く。) の人員数は3名ですが、上記の支給人員との差異は、2020年3月27日開催の第23回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役 (社外取締役) 1名を含めていることによるものであります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額、公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36,500千円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,500千円

(注) 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善に見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 会社の体制及び方針

(業務の適正を確保するための体制)

当社は2020年8月21日開催の取締役会において、内部統制システム基本方針の一部改定を決議しました。改定後の内容は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「誠実・Integrity」を、取締役及び使用人が共有する価値観であるSIOS Values 2.0のひとつと定め、SIOS Values 2.0の浸透に向けた活動を通じ、高い倫理性を持った企業風土の醸成に努める。
- ② 当社は、コンプライアンス規程を制定するとともに、監査等委員及び内部監査室を特別委員とするコンプライアンス委員会を設置する。当該委員会は、コンプライアンス体制の確立・強化に向けた施策を立案・実施するとともに、コンプライアンスに関する課題・対応状況について取締役会に報告する。
- ③ 当社は、公益通報者保護規程を制定し、従業員からの通報を受ける社内の通報窓口を当社の経営企画サービスラインに、社外の通報窓口を社外の法律事務所内（弁護士）に設置する。また、公益通報者保護法の趣旨を踏まえて、より広い範囲で通報処理体制を設け、その運用について周知徹底を図り、法令及び定款の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査等委員会に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
- ⑤ 内部監査室は、監査等委員会との連携を図り、取締役の職務の執行の法令及び定款の適合状況を監査し、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、適切に保存し、管理する。
- ② 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程を制定するとともにリスク管理委員会委員長を定め、経営企画サービスラインを事務局、監査等委員及び内部監査室を特別委員とするリスク管理委員会を設置する。当該委員会は、会社のリスク管理を適切に行うために、その管理状況等について代表取締役社長に報告し、代表取締役社長から取締役会に報告する。
- ② 各部門長及び担当役員は、業務の運営に係るリスクに関して具体例を抽出し、原因を分析・集約し、改善策を作成して各部門内への指導と教育を行うとともに、当該改善策に従った運用をしているかを確認し、リスク管理を統括する経営企画サービスラインに報告する。
- ③ 監査等委員は、リスク管理体制が有効に機能しているか、また、適正な運営が確保されているかを監査する。
- ④ 経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生又は発生するおそれが生じた場合、当社は緊急対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員に対し、執行役員規程等に定められた範囲で職務の執行を委任し、取締役会及び取締役がその職務の執行を監督し、責任を負う。当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員共に任期を1年とすることで、変化と競争の激しい経営環境に機敏に対応する体制をとる。
 - ② 取締役会は、経営上重要な事項について、取締役及び執行役員から定期的に経営状況等の報告を受けることにより、取締役及び執行役員の職務の執行が、関係法規に照らし、善良なる管理者の注意義務を尽くした適切な経営判断となるよう監督する。
 - ③ 取締役会は、全社的な目標として年度予算及び方針を決定し、取締役及び執行役員による業務執行を監督する。
 - ④ 取締役及び執行役員は、目標達成に向け、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うよう努める。
 - ⑤ 取締役及び執行役員は、取締役会で目標達成に向けた進捗状況を報告し、取締役会は必要に応じ、目標を修正する。
 - ⑥ 取締役及び執行役員、その他重要な使用人の業務執行の権限及び責任を明確にするため、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を図る。
- (5) 会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社子会社に対する管理及び監視体制
当社は、グループ内のバックオフィス機能を当社に集約することで、業務やシステムの標準化・集約化を図り、ガバナンス・コンプライアンス機能を強化する。また、関係会社管理規程を制定し、原則として経営企画サービスラインが子会社を管理するとともに、子会社及び関連会社の取締役又は監査役を選定し、その任にあたらせ、業務の適正を監視する。
 - ② 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社子会社における経営上重要な事項について、関係会社管理規程に則り、当社取締役会又は当社代表取締役社長による承認若しくは報告を義務付ける。
 - ③ 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 当社は、当社子会社において、経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を定める。
ロ. 当社は、当社子会社において緊急事態が発生した場合には、前記イ. の方針の定めに基づき、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
ハ. 当社の内部監査室は、当社子会社のリスク管理の状況を監査し、監査結果を当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
 - ④ 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、連結ベースで年度予算を策定し、その進捗状況は当社取締役会に報告され、取締役会は適時適切に監督を行う。
 - ⑤ 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、当社子会社に対しても、当社と同様のコンプライアンス体制を運用するよう監督する。

- ロ. 当社の内部監査室は、監査等委員会との連携を図り、当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行の法令及び定款の適合状況を監査し、監査結果を当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ① 当社の監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとする。
 - ② 配置に当たっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、当社の監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
 - ③ この場合、当該使用人は監査補助業務に関しては当社の監査等委員会の指示命令に従うものとする。
- (7) 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、法定の事項、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項やその経過報告が必要な事項について、直接又は業務上の報告体制に基づき、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
 - ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、当社の監査等委員会が職務の執行に必要な情報の提供を求めた場合には、速やかに対応する。
 - ③ 当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- イ. 当社子会社の監査役は、当社の監査等委員会と報告会を設け、情報の共有化を図る。
- ロ. 当社の監査等委員は、子会社の監査役を兼務又は子会社の取締役会にオブザーバーとして出席することができるものとする。
- ハ. 当社の監査等委員会は、直接又は当社のコンプライアンス委員会を通じて、当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者から、必要に応じて、随時報告を受けることができるものとする。
- (8) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、公益通報者保護規程を制定し、直接又はコンプライアンス委員会を通じて当社の監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (9) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、当社の監査等委員会が職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、明らかに当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

- (10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査等委員会は、年間の監査計画を策定し、取締役会に報告するとともに、当該監査の実効性の確保のための必要な施策の実施を取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び取締役会に対して求めることができるものとする。
 - ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社の監査等委員会の監査計画に基づく監査が効率的に実施されるよう、必要に応じて担当部門に対して指示を行うものとする。
 - ③ 監査の実効性を確保するため、当社は、以下の方針に基づき、監査等委員会監査の環境整備に努める。
 - イ. 当社の監査等委員会が当社代表取締役社長と定期的に意見交換を実施できること
 - ロ. 当社の監査等委員が監査において必要な社内会議へ出席する機会を不当に制限されないこと
 - ハ. 当社の監査等委員会の過半数は社外取締役とし、監査等委員会の独立性及び透明性を確保すること
- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、法令、社会的規範等の遵守を謳ったコンプライアンス規程を制定するとともに、反社会的勢力排除規程を設け、反社会的勢力及び団体との関係遮断を掲げ、関係排除に取り組むものとする。
 - ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - イ. 当社は、反社会的勢力排除規程において、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動の健全な発展を阻害する反社会的勢力や団体との関係を完全に遮断し、不当な要求には応じないことを明示するものとする。
 - ロ. 日常の管理は経営企画サービスラインが担当する。
- (12) 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制
- ① 当社は、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うため、財務報告に係る内部統制基本方針書において、当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための基本的な方針の設定、方針の展開、内部統制の整備・運用及び評価における全社的な管理体制、日程、手続きに関する人員及びその編成並びに教育・訓練の方法等を定めるものとする。
 - ② 監査等委員会は、財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備し、その基本方針に基づき以下を実施しました。

（1）職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社では、取締役6名のうち2名は独立社外取締役であり、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保される体制となっています。取締役会は23回開催され、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席し、取締役の職務執行の適法性を確保し、適正性及び効率性を高めることに努めました。また、内部監査室は部門に対する監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告し、

代表取締役社長は部門の責任者に対し指摘事項の改善を指示し、内部監査室は改善状況をモニタリングしています。

(2) コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社及び当社子会社の取締役及び使用人に向けて、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、ハラスメント対策等、法令の遵守に関する社内研修を実施するとともに、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを社員集会等で発信することにより、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

(3) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程に従い、経営企画サービスラインにて子会社の経営管理体制の整備の状況を監視するとともに、当社の取締役又は執行役員が各子会社の取締役又は監査役として就任し、各子会社の業務の適正を監視・監督しています。また、内部監査室は子会社に対する監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告し、代表取締役社長は子会社の社長に対し指摘事項の改善を指示し、内部監査室は改善状況をモニタリングしています。

(4) 監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査等委員は取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役社長との定期的な意見交換、会計監査人及び内部監査室との連携等により、監査の実効性の向上に努めています。監査等委員会は20回開催され、監査に関する重要な事項について協議・決議を行いました。

(5) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、新規取引先については事前に反社チェックを行い、継続取引先についても毎年1回反社チェックを行っています。なお、取引先との間で締結する基本契約書では取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を明記しています。また、役職員の入社時についても事前に反社チェックを行うとともに、反社会的勢力との関わりを持たない旨の「誓約書」を提出することをルールとしています。

(剰余金の配当等の決定に関する方針)

当社は、経営成績、財政状態及び今後の事業展開を勘案し、必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を継続していくことを基本方針としています。

当該方針に基づき、当期は1株当たり10円の剰余金配当を実施することを取締役会で決議いたしました。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
●資産の部		●負債の部	
流動資産	6,059,872	流動負債	4,751,052
現金及び預金	2,858,289	買掛金	1,845,041
受取手形及び売掛金	2,311,150	短期借入金	50,000
商品	491,228	1年内返済予定の長期借入金	123,120
仕掛品	26,741	リース債務	7,099
前渡金	245,565	未払費用	146,852
未収還付法人税	2,671	未払法人税等	57,673
その他	124,425	未払消費税等	203,930
貸倒引当金	△200	前受金	2,070,735
固定資産	791,826	賞与引当金	35,328
有形固定資産	131,614	受注損失引当金	604
建物	76,527	その他	210,666
工具器具備品	40,466	固定負債	552,357
リース資産	14,620	長期借入金	290,500
無形固定資産	112,249	退職給付に係る負債	241,315
ソフトウェア	110,467	リース債務	8,908
その他	1,781	長期預り金	11,632
投資その他の資産	547,963	負債合計	5,303,409
投資有価証券	233,775	●純資産の部	
退職給付に係る資産	47,093	株主資本	1,744,031
差入保証金	193,996	資本金	1,481,520
繰延税金資産	41,314	利益剰余金	349,766
その他	36,004	自己株式	△87,254
貸倒引当金	△4,221	その他の包括利益累計額	△243,057
資産合計	6,851,698	その他有価証券評価差額金	△6,848
		為替換算調整勘定	△236,209
		新株予約権	47,315
		純資産合計	1,548,289
		負債・純資産合計	6,851,698

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		14,841,739
上	原		10,376,326
上	総		4,465,412
売	一		4,229,241
販	般		236,171
営	管		
営	理		
業	費		
業	利		
外	益		
取	息	6,536	
受	金	855	
受	料	1,281	
業	益	29,646	
為	益	6,271	
持	他	6,323	50,914
分			
法			
に			
替			
に			
よ			
る			
の			
費			
用			
利			
息		3,084	
損		4,288	
損		22,866	
他		387	30,626
益			
常			
利			
益			256,459
移			
転			
利		192,881	192,881
益			
損			
失			
損		938	
失		36,875	
損		268	
他		1,748	39,830
益			
純			
利			409,510
益			118,485
税			△19,120
額			
整			
期			
純			
利			310,145
益			
親			
会			
社			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			310,145
益			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類等

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
●資産の部		●負債の部	
流動資産	269,806	流動負債	284,460
現金及び預金	145,027	1年内返済予定の長期借入金	123,120
売掛金	24,595	未払金	62,647
前払費用	25,949	未払費用	19,401
その他	74,233	未払法人税等	20,669
固定資産	2,505,063	未払消費税等	24,905
有形固定資産	26,435	預り金	8,755
建物	24,082	その他	24,960
工具器具備品	2,352	固定負債	846,868
無形固定資産	31,831	長期借入金	290,500
ソフトウェア	30,803	関係会社長期借入金	515,430
その他	1,028	退職給付引当金	28,584
投資その他の資産	2,446,796	関係会社事業損失引当金	721
投資有価証券	115,509	長期預り金	11,632
関係会社株式	2,134,397	負債合計	1,131,328
関係会社長期貸付金	63,000	●純資産の部	
差入保証金	157,839	株主資本	1,643,593
繰延税金資産	12,699	資本金	1,481,520
その他	26,350	資本剰余金	2,168
貸倒引当金	△63,000	その他資本剰余金	2,168
資産合計	2,774,870	利益剰余金	247,159
		利益準備金	4,334
		その他利益剰余金	242,825
		繰越利益剰余金	242,825
		自己株式	△87,254
		評価・換算差額等	△52
		その他有価証券評価差額金	△52
		純資産合計	1,643,541
		負債・純資産合計	2,774,870

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			
経 営 管 理 料		236,349	
関 係 会 社 業 務 受 託 収 入		726,519	
関 係 会 社 受 取 配 当 金		40,000	1,002,869
営 業 費 用			
一 般 管 理 費		881,278	881,278
営 業 業 利 益			121,590
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		6,228	
為 替 差 益		25,384	
そ の 他		129	31,741
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		7,907	
投 資 事 業 組 合 運 用 損		4,288	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損		22,866	35,062
経 常 利 益			118,270
特 別 損 失			
減 損 損 失		21,510	21,510
税 引 前 当 期 純 利 益			96,759
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			27,506
法 人 税 等 調 整 額			△8,909
当 期 純 利 益			78,162

招 集 し 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月21日

サイオス株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 高 弘 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 原 山 精 一 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイオス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイオス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月21日

サイオス株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 高 弘 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 山 精 一 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイオス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、重要な子会社の取締役会に出席するとともに、会社の内部監査部門と連携の上、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月22日

サイオス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平松 祐樹 ㊟

監査等委員 古畑 克巳 ㊟

監査等委員 長谷川 紘之 ㊟

(注) 監査等委員古畑克巳及び長谷川紘之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

インターネット等による議決権行使について

◎議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。(議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますのでご注意ください。) なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、2021年3月24日(水曜日)午後5時30分までに行使されるようお願いいたします。
3. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

◎パスワードのお取り扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に保管願います。
2. パスワード紛失時の再発行はいたしかねます。また、お電話によるご照会にもお答えできません。
3. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。(次回の株主総会の際には、新たなパスワードを発行いたします。)

インターネット等による議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2021年3月24日（水曜日）午後5時30分まで
（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されるようお願いいたします。）

スマートフォンによる議決権行使方法

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

① ウェブサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトの利用にあたっては、下のインターネットによる議決権行使についてご承諾ください。投票内容は秘密となります。
- 上記設置内容をご承諾の方は、IDへアクセスして議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

② ログインし、議決権行使コードの入力

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力。【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
【電子メール】の欄に、通知を受け取りたい場合は、ご自身のメールアドレスを入力してください。

議決権行使コード:

③ パスワードの入力

*** パスワード確認 ***

- IDを入力。【パスワード確認】ボタンをクリックしてください。
- パスワードを入力。【パスワード確認】ボタンをクリックしてください。
- IDとパスワードが一致しない場合は、エラーメッセージが表示されます。

パスワード:

④ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

お問い合わせ

パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ先

- 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120 (652) 031

受付時間 9:00~21:00

- その他株式に関するご質問等は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120 (782) 031

受付時間 土・日・祝日を除く9:00~17:00

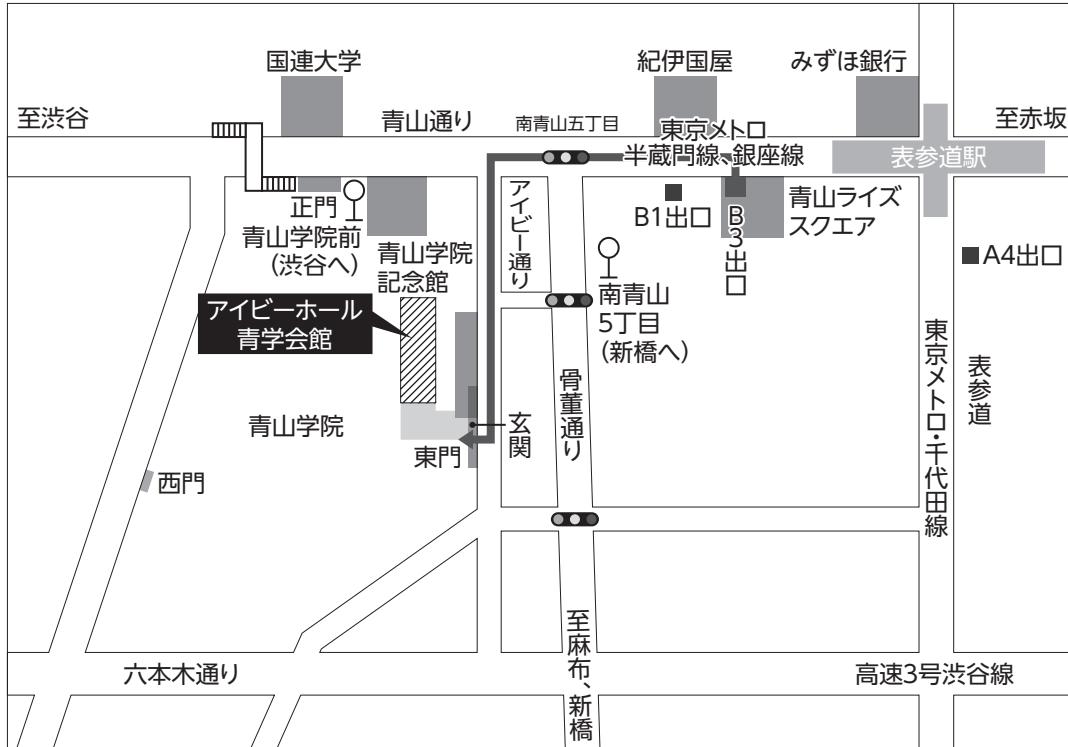
株主総会 会場ご案内

会場

アイビーホール（青学会館） 3階 「ナルド」

東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号

電話 (03)3409-8181 (代表)



交通

●東京メトロ 銀座線・半蔵門線・千代田線

表参道駅 B1出口 徒歩約5分

●都営バス

渋谷駅前から新橋駅北口行き 南青山5丁目 下車

新橋駅北口から渋谷駅前行き 青山学院前 下車

※駐車台数に限りがございますので、
なるべく最寄りの交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。